

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市輸送交通業務実施要領

1 趣旨

この要領は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市輸送交通基本計画」に基づき、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「大会」という。）における輸送交通業務の実施について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ米原市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関および関係団体等（以下「関係機関等」という。）の協力を得て、輸送交通業務を実施する。

3 輸送交通業務の一般的事項

（1）輸送対象者

輸送の対象者は、本市で開催する競技会に参加する次の者とする。

- ア 選手・監督
- イ 競技役員、競技補助員
- ウ 競技会役員、競技会係員、競技会補助員
- エ 報道員、視察員
- オ 一般観覧者
- カ その他実行委員会が必要と認めた者

（2）輸送交通業務の実施期間

輸送交通業務の実施期間は、原則として、公式練習日を含む各競技会の会期中とする。

ただし、特別な事情があると認められる場合は、この限りではない。

（3）輸送交通業務の範囲

- ア 輸送交通業務の範囲は、競技会場、練習会場、指定集合地、宿舍、主要な駅および指定駐車場、その他関連諸行事の会場（以下「競技会場等」という。）の相互間とする。
- イ 輸送については、原則として公共交通機関を利用することとし、公共交通機関による輸送が困難な場合および競技会の運営に著しく支障がある場合は、計画輸送を行う。

4 輸送交通業務の内容

(1) 輸送業務の内容

ア 輸送計画の策定

関係機関等の協力を得て、輸送対象者、発着場所、発着時刻等を内容とする輸送計画を策定する。

イ 指定集合地の設定

輸送の効率化を図るため、必要に応じて、関係機関等と協議の上、指定集合地を設定する。

ウ 輸送経路の設定

参加人員、時間帯等を考慮し、関係機関等と協議の上、輸送経路を設定する。

エ 輸送案内

必要に応じて、主要な駅等に案内所を設置し、競技会場等への誘導案内を行う。

オ 広域配宿における輸送

広域配宿によって米原市以外に所在する旅館等を宿舎として利用する場合、必要に応じて当該選手・監督および役員等の輸送を実施する。

カ 一般観覧者の輸送

一般観覧者の安全、円滑かつ効率的な輸送を行うため、関係機関等の協力を得て、必要に応じて、一般観覧者の輸送を行う。

キ バス・タクシー乗降場の設置および係員の配置

輸送対象者の利便と安全を図るため、競技会場等内のバス・タクシーの発着場所に乗降場を設置し、必要に応じて、係員を配置する。

ク 全国輸送との連携

(ア) 指定下車駅等の設定

県実行委員会と協議の上、選手・監督および役員等の下車駅等を宿泊地の最寄り駅等から1か所以上設定する。

(イ) 指定下車駅からの輸送

指定下車駅等と宿舎の相互間の輸送については、原則として公共交通機関等を利用した自主移動とする。ただし、市実行委員会は、移動距離および道路交通事情を勘案し、必要に応じて、輸送を実施する。

(2) 輸送力の確保

ア 臨時バスの運行等

必要と認められる場合には、関係機関等に対し、臨時バスの運行、バス路線の変更および停留所の臨時設置等を要請するとともに、必要な措置を講じる。

イ 車両の確保

計画輸送に使用する車両は、借上げバス・タクシー等により行い、関係機関等の協力を得て、必要台数を市実行委員会が確保する。

ウ 予備車の確保

大会期間中、予備車を準備して緊急時に備える。

(3) 交通業務の内容

ア 交通規制

各競技会の円滑な運営に万全を期するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等における交通規制措置を講じる。

イ 案内・誘導

輸送対象者を安全で正確かつ迅速に目的地へ誘導するため、必要に応じて、主要道路、競技会場等およびその周辺に案内・誘導看板等を設置する。

ウ 交通整理

輸送対象者の運行の安全および競技会場等周辺の混雑防止のため、必要な箇所に係員を配置し、交通の整理誘導を実施する。

エ 路上駐車防止

交通渋滞や交通事故発生要因となる路上駐車を防止するため、所轄警察署の協力を得て、必要に応じて、競技会場周辺等の巡回を行う。

オ 指定駐車場の確保および開設

輸送対象者が利用する車両台数を勘案し、関係機関等の協力を得て、指定駐車場の確保に努める。なお、指定駐車場と競技会場が遠隔地となる場合は、シャトルバスの運行等必要な措置を講じる。

カ 指定駐車場の管理および運営

指定駐車場に係員を配置し、車両の適切な誘導を行い、事故防止に努める。

キ 駐車許可証の交付

利用者を限定する必要がある特定の指定駐車場の利用者に対しては、事前に駐車許可証を交付し、許可車両であることを確認することにより、適切な車両誘導および駐車場の円滑な管理運営を図る。

ク 交通環境整備

大会期間中の環境への負荷の軽減と交通混雑の緩和のため、輸送対象者に対し、公共交通機関の利用の促進および自家用車での来場自粛を働き掛ける。また、市民等に対しても、渋滞の原因となる路上駐車防止および自家用車利用の自粛協力等の啓発を行う。

ケ 道路機能の保全

大会関係車両の通行が予想される道路の破損箇所の補修など必要な保全対策および大会期間中に交通渋滞が予想される道路や競技会場等周辺の道路工事の計画的な実施について、関係機関へ協力を求める。

5 その他

- (1) この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における輸送交通業務実施についても、必要に応じてこの要項を準用する。

付則 この要領は、令和6年8月1日から施行する。